

令和4年6月13日

各県立学校長 様

保健体育課長  
高校教育課長  
特別支援教育課長

夏季における児童生徒のマスクの着用について（依頼）

マスクの着用に関しては、令和4年5月20日付け厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、5月23日付け政府による専門家会議の意見を受けた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をふまえ、5月24日付け文部科学省事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」において、改めてマスクの着用が不要な場面について基本的な考え方や留意事項が示されたところです。

こうした中で、最近熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案も国内で複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることを見込まれる中で非常に憂慮すべき事態となっています。このため、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方について、別添（写）のとおり、改めて文部科学省から通知されました。

マスク着用が不要な場面はこれまでも示されてきましたが、マスクの取扱いについて児童生徒や保護者に十分な説明が行われていないケースもあるとの指摘がされています。

さらに、マスク着用で熱中症リスクが高まるおそれがあることから、マスクの着用が不要な場面の例として示されている「体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時」において、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識し、別添（写）の通知をふまえ、児童生徒にマスクを外すよう指導するとともに、保護者の理解・協力を得るよう対応をお願いします。その際、教職員については、マスクを外すことを率先するとともに、体育の授業等において教職員と児童生徒、児童生徒間の適切な距離を取って指導したり、屋内の体育館等の場合には常時換気などの徹底をお願いします。登下校時は人と十分な距離を確保し、会話を控えることについての指導もお願いします。

様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒や、重症化リスクの高い児童生徒が学ぶ特別支援学校においては、各学校の実情をふまえて対応するとともに、マスクを着用する際には熱中症対策の適切な指導をお願いします。

【事務担当】

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規

TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023

高校教育課 課長補佐兼班長 谷奥 茂

TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023

特別支援教育課 課長補佐兼班長 遠藤 純子

TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023